

## 霧島市応援店実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、霧島市における観光、移住定住、シティプロモーションなど各種の施策や事業に関し、本市に関わりのある市内外の店舗との間で、「霧島市応援店」（以下、「応援店」という）として協定を締結の上、応援店活動を行うことにより、消費者に対して本市や市産品に係る情報発信・PR活動の推進に資することを目的とする。

### (対象)

第2条 応援店の対象は、市内外を問わず、次に掲げる飲食店や販売店の店舗を対象とする。

- (1) 本市に縁のある店舗
- (2) 本市の産品を使用したメニュー又は商品等を提供している店舗

### (協定の締結)

第3条 市長は、応援店として活動を行う店舗に対し、「霧島市応援店に関する協定」の締結を求めることができる。

### (協定期間)

第4条 応援店の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の1箇月前までに、本市、店舗のいずれからも何らかの異議申し立てがない場合は、当初協定と同一の内容で、協定期間をさらに2年間延長するものとし、その後も同様とする。

### (応援店の協力事項)

第5条 応援店は、当該事業の趣旨に賛同し、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 本市が提供するパンフレット、ポスター、PR促進資材などの掲示又は設置に関すること
- (2) 本市が実施するキャンペーンなどのPR促進活動に関すること

### (市の支援)

第6条 本市は、応援店であることを表示するプレート及び市をPRするグッズなどを、応援店に無償で提供する。

- 2 本市は、消費者に対して市の広報媒体等を用いた応援店の紹介など宣伝活動を行う。

(情報管理等)

第7条 第三者が応援店の情報を利用したことによるトラブル等については、応援店において必要な措置を講じ解決するものとし、本市は一切の関与及び責任を負うことはできない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、応援店に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年12月15日から施行する。